

## 令和2年度事業計画

### 【基本方針】

国においては、農業の体質強化に向け、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化等を通じた次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成とともに、産地パワーアップ事業の活用による国際競争力を高めるための産地イノベーションの促進などを進めている。

また、本県においては、県オリジナル水稻品種「金色の風」、「銀河のしずく」を核とした県産米及び農産物全体のブランド力を高め、ひいては、農業の競争力強化につなげていくこととしている。

本協議会においては、こうした動きと連動しながら「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」等に基づく需要に応じた米生産を推進するとともに、経営所得安定対策等を活用した園芸作物や麦、大豆の生産振興など、水田フル活用の取組を推進する。

さらに、地域農業マスタープランの実質化の取組による地域の話合いの活性化等による担い手への農地の集積・集約化の加速化や、産地パワーアップ事業の活用による園芸産地の生産性向上などの取組を推進する。

### 主食用米の生産目安

区 分	令和元年産生産目安	令和2年産生産目安
数量	262,182 トン	259,554 トン
面積換算値	48,934 ha	48,352 ha

### 担い手育成・確保に関する指標

区 分	平成30年度実績 <sup>※2</sup>	令和2年度目標
リーディング経営体の育成数	77 経営体	110 経営体
新規就農者数 <sup>※1</sup>	218 人/年	260 人/年
農地利用集積面積	92,444ha	103,000ha

※1：新規就農者数は、各年度（単年度）における数値

※2：令和元年度実績はとりまとめ中

### 【具体的な取組】

#### 1 経営所得安定対策（水田フル活用）等の取組推進

##### （1） 制度の推進

経営所得安定対策等を活用した飼料用米・麦・大豆等の生産振興等に向け、地域農業再生協議会担当者会議の開催や各種メディアの活用等により事業内容・各種手続方法等の周知徹底を図る。

① 地域農業再生協議会担当者会議（6月、1月）

② 経営所得安定対策等の加入促進

経営所得安定対策等の加入申請について新聞広告に掲載（2～3月、1回）

(2) 地域農業再生協議会活動の支援

市町村段階の円滑な制度運用に向け、事務局員（現地駐在）と連携した地域農業再生協議会への事務指導・助言等を行う。

(3) 米政策の見直し後の対応

県全体で需要に応じた生産の実施に向け、「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」（平成29年5月策定）に基づき地域農業再生協議会に対する推進活動を行う。

- ① 地域農業再生協議会との意見交換の実施（米政策の見直し後の動向、対応状況等）（7～8月）
- ② 水田農業の推進に関する会議の開催（地域協議会の取組状況の共有等）（11月）
- ③ 県及び市町村別の生産目安の提示（12月）
- ④ 地域農業再生協議会との意見交換の実施（国の令和3年度予算概算決定等）（1月）
- ⑤ 地域における令和3年産主食用米及び転作作物の作付け計画（地域水田活用計画）の取りまとめ（3月）

(4) 地域の水田の有効活用に向けた取組支援

「いわての美味しいお米生産・販売戦略」に基づく稲作生産コスト低減現地研修会を開催するとともに、産地交付金を活用した地域振興作物の推進や麦・大豆の栽培研修会の開催及び園芸作物の生産性向上技術の普及等の取組を支援する。

① 水田農業の生産性向上等の支援

ア 稲作生産コスト低減現地研修会の開催

イ 土地利用型野菜、新市場開拓用米及び飼料用米の多収品種の作付に対する県枠メニュー設定による作付拡大推進

ウ 飼料用米や園芸品目の作付拡大に係る県推進メニューの活用促進など、水田の有効活用に向けた産地交付金の活用に係る地域農業再生協議会への指導・助言

エ 麦・大豆の生産性向上等に向けた研修会の開催

② 園芸作物の導入拡大等の支援

ア 水田を活用した園芸品目の新規導入に係る地域農業再生協議会への指導・助言

イ 担い手農家の規模拡大に向けた省力機械の導入や大規模ハウスの導入の支援

(5) 収入減少影響緩和交付金の資金管理

収入減少影響緩和交付金に係る生産者の積立金管理を行う。

(6) 施設園芸等燃油価格高騰対策

燃油価格高騰による施設園芸農家の経営への影響緩和に向け、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に燃油価格差補填金を交付する。

- ① 支援対象者の公募（3～6月）

- ② 施設園芸用燃油価格差補填金に係る補填積立金の積立（8月）
- ③ 施設園芸用燃油価格差補填金の交付対象期間（11～4月又は12～5月）

## （7） 産地パワーアップ事業

地域における水稻や園芸作物等の営農戦略となる産地パワーアップ計画（広域分）を作成（4～8月）し、産地の生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組等を支援する。

## 2 担い手の育成・確保

### （1） 地域農業マスタープラン実質化と農地集積・集約化の取組支援

「人・農地問題解決加速化推進チーム（以下「推進チーム」という。）」及び各広域振興局等の「地方推進会議」に地域農業再生協議会の構成員が参画し、地域農業マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の実質化と実践、担い手への農地集積・集約化を図る。

- ① マスタープランの実質化と実践に向け、地域における話し合い・農地利用の合意形成の促進
- ② 地域農業の核となる担い手の育成と農地集積・集約化の推進  
特に、農地の集積・集約化を重点的に進めるため、推進チーム毎に“重点推進地区”を設定するとともに、また、その中から数地区を“モデル地区”として選定し、農地の集積・集約化の着実な推進を図る。

### （2） 経営体育成に向けた支援

地域農業の中核となる経営体の経営力向上に向け、経営に関する研修会への参加誘導や個別指導等を支援する。

- ① マスタープランに位置づけられた地域の中心経営体等について、認定農業者への誘導を図るとともに、経営改善の取組を支援
- ② 集落営農組織や法人化等を志向する経営体について、「いわて農業経営相談センター」等と連携し、法人化や経営規模の拡大に向けた取組を支援
- ③ 農業者が収入保険や経営所得安定対策などのセーフティネットを適切に選択できるよう岩手県農業保険（収入保険・農業共済）普及推進連絡協議会と連携し支援
- ④ 全国優良経営体表彰への推薦（6月）
- ⑤ 各団体が行う経営体の確保・育成対策等について、県再生協として情報を共有し、必要に応じて開催内容を調整するなど、関係機関・団体が連携した取組を実施。

### 3 農地確保対策

#### (1) 農地利用再生に向けた取組

農地の有効利用の促進に向け、耕作放棄地対策担当に係る構成機関・団体で、実態と対策の共有を図りながら、現地巡回等を通じ、農地の再生利用に向けた助言・指導を行う。

また、農地パトロール、農地の日など、県・地域協議会構成機関・団体が実施する耕作放棄地解消に向けた取り組みと一体的に活動を行う。

##### ① 経営所得安定対策との連携

3年間連続して作物の作付が行われておらず、その翌年度も作付が行われないことが確実な農地は、農地中間管理機構から借りている農地などの例外を除いて水田活用の直接支払交付金の交付対象とならないことから、関係機関・団体による情報の共有化と不作付地解消に向けた対策を検討する。

##### ② 地域農業マスタープランの実質化と連動した取組

令和2年度にかけて、プラン実質化に向けた地域における話し合いが各地で本格化することから、その話し合いの中で、活用可能な農地の再生及び集積について話題にするよう助言する。

#### (2) 耕作放棄地解消対策

耕作放棄地再生利用交付金に係る、再生作業後の農地の5年間の耕作状況確認などを行う。